国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

四亚八十四八水水灰工八十城真相于水红土。		
現行	改正	改正理由
本則	 本則	
华 則	个 则	
(Her I)(A)	(Hn 1,)(e)	
(期末手当)	(期末手当)	
第38条 (略)	第38条 (略)	
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解	
雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇	雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇さ	
され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同	れ、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)	
じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手	において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月	
当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月	額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計	給与法の改正
額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給	額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並	
の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月	びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に	
額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じ		を引き下げる
て得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定		改正
	「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に俸給月額に同	LXII.
める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額		
に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じ	表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下	
て得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算	「管理職加算額」という。)を加算した額を基礎と	
した額を基礎として、100分の <u>127.5</u> を乗じて得た額(特定幹部	して、100分の <u>120</u> を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100	
職員にあっては、100分の <u>107.5</u> を乗じて得た額に、基準日以	分の100を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけ	
前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ	るその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗	
て、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。	じて得た額とする。	
(表は省略)	(表は省略)	
3~5 (略)	3~5 (略)	

附 則(令和4年5月1日経規程第35号)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

ただし、令和4年6月期支給の期末手当における第38条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の121.3」と、「100分の100」とあるのは「100分の101.3」とする。